

臨時レポート: 中国不動産セクターにおける投資機会

アジア通貨コース/米ドルコース/円コース

追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)



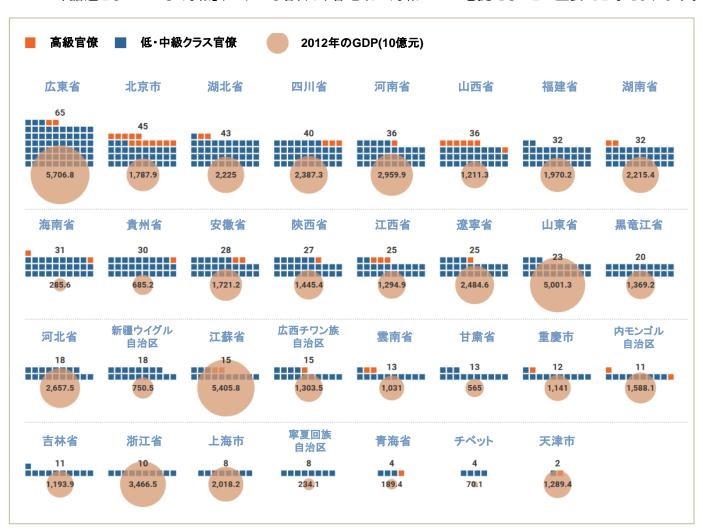
販売用資料 2015/03

押さえておくべきポイント: 中国の汚職撲滅運動

- 中国は今、汚職撲滅を掲げ不正官僚に改革のメスを本格的に入れ始めています。一見ポジティブな話に 聞こえますが、汚職に関与していた企業の摘発事例が散見されるなど、企業によっては大きなマイナスと なっています。例として、中国の不動産開発業者である佳兆業集団(カイサ・グループ)が挙げられ、同社 における利払いの遅延債務再編交渉の開始は、この運動に端を発していると言われています。
- なお中国では、地方政府役人と不動産開発業者の癒着は従前より指摘されており、汚職摘発の可能性 を精査することは、不動産セクターの企業分析において重要な項目となっています。

地域によって差が見られる 汚職摘発数

- 下図は省別のデータを示しており、「円の大きさ」が経済規模を、「四角の数」が汚職で摘発された官僚数を表しています。例えば、広東省では経済規模が最大級である一方、汚職摘発数も最多となっています。
- 様々な特殊事情を背景として、汚職の深刻化は地域ごとに異なります。中国企業を分析する際には、昨 今話題となっている「汚職」リスクにも着目し、各地域の汚職トレンドを捉えることが重要だと考えられます。



出所:中央規律検査委員

上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。



臨時レポート: 中国不動産セクターにおける投資機会

アジア通貨コース/米ドルコース/円コース

追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)

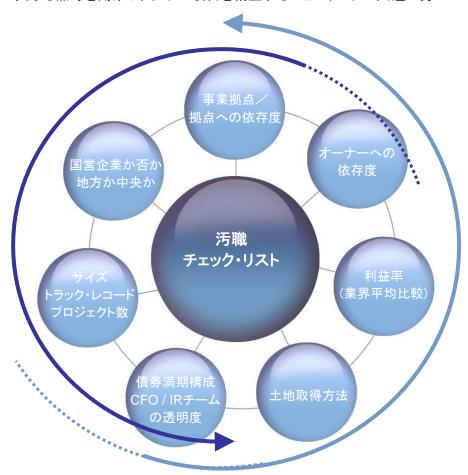


販売用資料 2015/03

押さえておくべきポイント: 中国の汚職撲滅運動

汚職問題に関する、企業分析時のチェック項目

- 弊社では、銘柄選定の際はファンダメンタルズが健全でガバナンスの効いた発行体を選好しており、基本的には予期せぬリスクを最小化するプロセスとなっています。
- また、中国の汚職撲滅運動は不動産銘柄のパフォーマンスにも少なからず影響することから、基本プロセスに加えて「汚職チェック・リスト」を設けて企業分析を行っています。前頁の図が示すように、汚職の深刻度合いが地域ごとに異なる点等を勘案し、以下の項目を精査することでリスクの回避に努めています。



汚職チェック・リストの活用方法

- ✓ 汚職チェック・リストは、「投資対象企業と地方政府の癒着の可能性」を判断しうる項目で構成
- ✓ 調査対象企業を、項目ごとに3段階(リスク低・中・高)で評価。全項目合計で総合スコアを算出
- ✓ 汚職度合いを示す総合スコアを、バリュエーション評価に照らし合わせ、投資判断に活用

出所:GSAM 時点:2014年2月

上記は例示を目的とするものです。ポートフォリオにおける保有銘柄あるいは過去の投資判断についての言及は、本資料でご紹介している投資戦略あるいは投資アプローチをご理解いただくための例示を目的とするものであり、投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。例示された個別証券は、必ずしも現在あるいは将来の保有銘柄であるとは限らず、また当該投資戦略に関する投資判断を代表するものでもありません。



臨時レポート: 中国不動産セクターにおける投資機会

アジア通貨コース/米ドルコース/円コース

追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)



販売用資料 2015/03

中国不動産セクター 保有銘柄紹介

大連万達(ダリアン・ワンダ)

ダリアン・ワンダの特徴

ダリアン・ワンダ・グループは遼寧省大連を拠点とした不動産、観光やホテルおよびエンターテインメントを手がける総合企業であり、商業用不動産開発分野では中国最大手です。ワンダ・プラザ・ホテルや5つ星ホテルを各地に展開する一方で、映画館やカラオケ施設の運営も手がけています。

- ✓ 優良物件の保有による良好な収益力
- ✓ 中国本土における高いブランドカ
- ✓ 分散された収益源

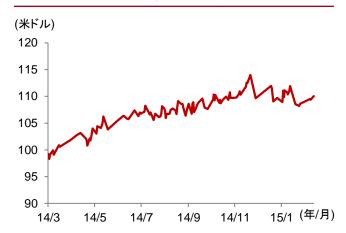
- ✓ 投資適格銘柄 (Moody's:Baa3 / S&P:BBB-/ フィッチBBB+)
- ✓ 約6%の利回り

出所:ブルームバーグ 時点:2015年2月

ソフィテル・ワンダ北京ホテル(5つ星ホテルの一例)



2024年債の価格推移



Coffee Break ~

ダリアン・ワンダはこんなことで知られる企業



- ✓ ダリアン・ワンダが保有する、ショッピングモール、オフィス、高級ホテルの床総面積は、9,350万平方メートル。その規模は、マンハッタンの賃貸可能床面積の1.5倍に相当
- ✓ スクリーン数で世界最大を誇る映画館チェーンを運営
- ✓ ハリウッド進出に向け、米制作会社の買収交渉中
- ✓ ロンドンにある高層マンション「ワン・ナイン・エルムズ」を手掛ける(テムズ川沿い。最安値のワンルーム型は約1億3,700万円)
- ✓ スペインの名門サッカークラブ「アトレチコ・マドリード」に20%出資
- ✓ 会長の王氏は軍隊出身。6年後の引退を宣言しており、引退後は慈善活動に専念する意思を表明

出所: GSAM、ブルームバーグ、BofAメリルリンチ、ダリア・ワンダ 期間: 2014年3月19日~2015年3月2日ポートフォリオにおける保有銘柄あるいは過去の投資判断についての言及は、本資料でご紹介している投資戦略あるいは投資アプローチをご理解いただくための例示を目的とするものであり、投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。例示された個別証券は、必ずしも現在あるいは将来の保有銘柄であるとは限らず、また当該投資戦略に関する投資判断を代表するものでもありません。ポートフォリオの内容は、市場の動向等を勘案して随時変更されます。



Asset Management アジア通貨コース/米ドルコース/円コース 追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)



詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、 ご確認ください。

収益分配金に関わる留意点

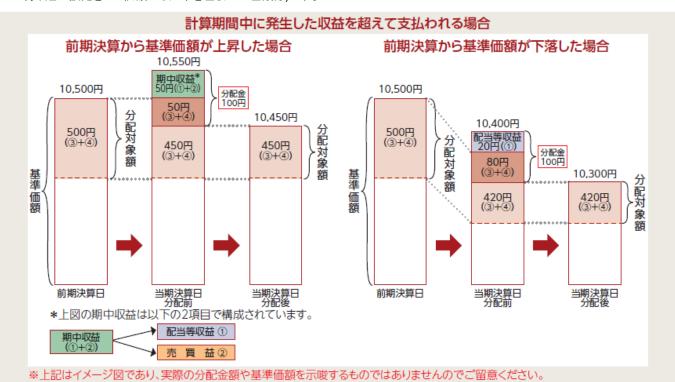
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。



Asset Management アジア通貨コース/米ドルコース/円コース 追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)



詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、 ご確認ください。

収益分配金に関わる留意点(続き)

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 投資家の 購入価額 (当初個別元本) 分配金支払後 基準価額 個別元本 ※ 元本金(特別 一本本金)は野仏 一本本のでは、一部仏 では、一部仏 では、一部仏 では、一部仏 では、一部仏 では、一部仏 では、一部仏 での本が仏 での本が仏 でいるが仏 でいるが仏 でいるが仏 にいるが仏 にいるがん にいるが、 にいるが

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

投資家の 購入価額 (当初個別元本) 「当初個別元本」 「二本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本

普通分配金:個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だ け減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。



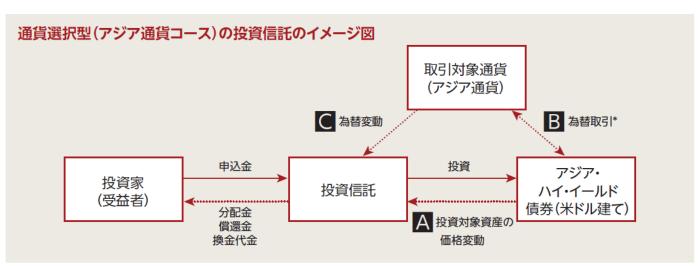
Asset Management アジア通貨コース/米ドルコース/円コース 追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)



詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、 ご確認ください。

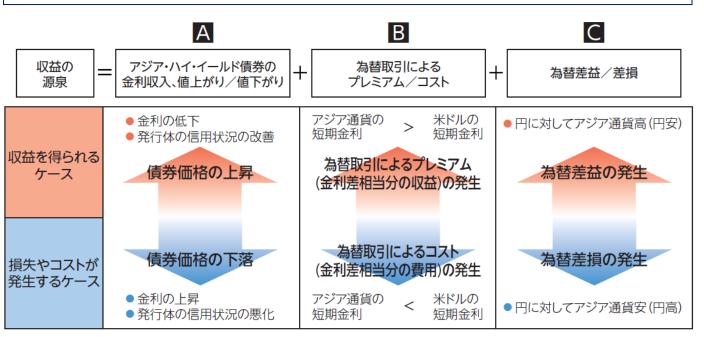
通貨選択型ファンドの収益イメージ

通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計された投資信託です。



*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。 これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。





Asset Management アジア通貨コース/米ドルコース/円コース 追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)



詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、 ご確認ください。

ファンドのポイント

1. 本ファンドは、投資信託証券を通じて、主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資します。

組入れ投資信託証券では、米ドル建て以外の資産に投資することがあります。米ドル建て以外の外貨建資産に投資を行った場合は、原則として対米ドルで為替へッジを行います。

2. 本ファンドでは3つの通貨コースからお選びいただけます。

アジア通貨コース	米ドル建て資産に対して原則として対アジア通貨で為替取引を活用することにより、アジア通貨への投資効果を追求します。本ファンドにおいて、アジア通貨とは、アジア地域の中で、通貨の流動性、金利水準、経済状況等を勘案して、委託会社が選択したインド・ルピー、インドネシア・ルピアおよび韓国ウォンのことをいい、原則として3通貨に均等配分します。
米ドルコース	米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジは行いません。
円コース	米ドル建て資産に対して原則として対円で為替ヘッジを行います。

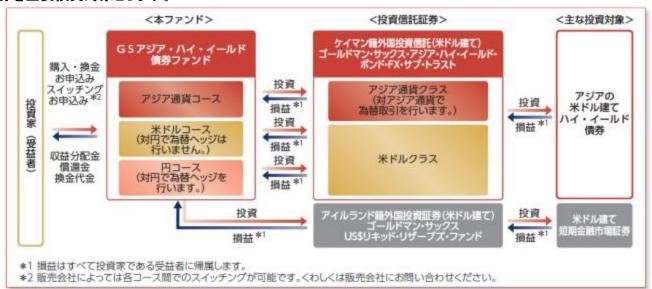
3. 原則として、毎月25日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に分配を行います。

運用状況によっては、分配の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

※委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス(シンガポール) ピーティーイー(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMロンドンおよび GSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、投資信託証券および為替の運用を行います。

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



- ※委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。
- ※各投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ※投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。



Asset Management アジア通貨コース/米ドルコース/円コース 追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)

販売用資料 2015/03

詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、 ご確認ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、 損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

カントリー・リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。例えば、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が小さいことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

新興国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

債券の価格変動リスク・信用リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元金の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。一般に、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

為替変動リスク

本ファンドへの投資には、投資対象資産のリスクに加えて、為替変動リスクが伴います。

例えば、アジア通貨コースは、アジア・ハイ・イールド債券の投資リスクに加えてアジア通貨の為替変動リスクが伴います。

<アジア通貨コース>

アジア通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことによる損失を被ることがあります。アジア通貨の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

本ファンドが実質的な主要投資対象とするアジア・ハイ・イールド債券の価格とアジア通貨クラスにおける通貨の為替レートは、市場環境によっては同時に変動する場合があります。その際には、アジア・ハイ・イールド債券の価格と為替レートが同時に下落し、本ファンドの基準価額がより大幅に下落する可能性があります。市場の混乱や急激な変動、経済危機等により、市場参加者がリスク回避傾向を強めた場合等において、このような状況が生じる場合があります。なお、アジア通貨の短期金利が米ドルよりも低い場合、金利差相当分が為替取引に伴うコストとして発生し、本ファンドの運用成果にマイナスの影響を及ぼす場合があることにご留意ください。また、かかるコストは、NDFを用いて為替取引を行う場合、需給や規制等の影響により、金利差から想定される水準よりも大きくなる場合があります。

<米ドルコース>

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期的に大幅に変動することがあります。米ドルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことによる損失を被ることがあります。

<円コース>

一般的に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストとは、 為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するために十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。





アジア通貨コース/米ドルコース/円コース 追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)



詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社によって異なります。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはシンガポール証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはシンガポールの銀行の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)
申込締切時間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
信託期間	2021年10月25日まで(設定日:2011年10月11日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	各コースそれぞれについて受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。 主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には繰上償還となります。
決 算 日	毎月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	各コースについて2,000億円を上限とします。
課 税 関 係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。



Asset Management アジア通貨コース/米ドルコース/円コース 追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)

販売用資料 2015/03

詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、 ご確認ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購,	入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、3.78%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定める率を 乗じて得た額とします。						
換:	金 時	信託財産留保額	なし						
投資	者が信	託財産で間接的に負担	する費用						
			純資産総額に対して <mark>年率1.8684%(税抜1.73%)</mark>						
毎	日	運用管理費用 (信託報酬)	※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 ※組入れる投資信託証券「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーーゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド」において、年率0.35%を上限とする信託報酬が別途加算されますが、当該投資信託証券の組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)の率および上限額は事前に表示することができません。ただし、当該投資信託証券の組入比率は通常低位にとどまります。						
		信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の 純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終 了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投 資信託証券から支払われます。						
随	時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。						

[※]上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他関係法人の概要について

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 信託財産の運用の指図等を行います。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)(投資顧問会社)

ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(GSAMシンガポール) (投資顧問会社)

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

本ファンドの販売業務等を行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話: 03(6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp



Asset Management アジア通貨コース/米ドルコース/円コース 追加型投信/海外/債券/アジア通貨コース:特殊型(通貨運用型)

販売用資料 2015/03

詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、 ご確認ください。

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品 取引業者	近畿財務局長(金商) 第370号	0				
SMBC日興証券株式会社 ^(注)	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第2251号	0		0	0	0
髙木証券株式会社	金融商品 取引業者	近畿財務局長(金商) 第20号	0				
東海東京証券株式会社	金融商品 取引業者	東海財務局長(金商) 第140号	0			0	0
浜銀TT証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第1977号	0				
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第180号	0		0		
ワイエム証券株式会社	金融商品 取引業者	中国財務局長(金商) 第8号	0				
ゴールドマン・サックス証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第69号	0			0	0

(注)本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- ■本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ■本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- ■本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- ■本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- ■本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の 購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更す る場合があります。
- ■個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- ■投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ■銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ■投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- ■投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ■本資料の一部または全部を、弊社の書面による事前承諾なく(I)複写、写真複写、あるいはその他いかなる手段において複製すること、あるいは(II)再配布することを禁じます。
- © 2015 Goldman Sachs. All rights reserved. <155474.OSF.MED.OTU>